

## 告 示

### 埼玉県告示第千百五十二号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月三十一日から施行する。

平成二十七年十月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号ロ(35)中「主要地方道」を「主要県道」に改め、同号ロに次のように加える。

- (36) 主要県道川越栗橋線のうち、桶川市地内東部都市下水道に架かる橋から一般県道蓮田鴻巣線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により用途地域が決定されている区域を除く。）